松戸市 通学路交通安全プログラム 〜通学路の安全確保に関する取組の方針〜

平成26年4月策定

松戸市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、本市においても各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について関係機関で協議し安全対策を講じてきました。また、平成25年にも合同点検を実施し安全対策を進めております。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関との連携体制を構築し、「松戸市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図るため、以下をメンバーとする「松戸市通学路安全推進会議」を設置します。

- · 松戸市教育委員会 学務課
- 千葉県松戸警察署
- · 千葉県松戸東警察署
- · 千葉県東葛飾土木事務所
- •松戸市建設部 道路維持課
- ·松戸市市民部 市民安全課
- 小学校代表(小学校長会)
- ・PTA代表者(PTA連絡協議会より選出)

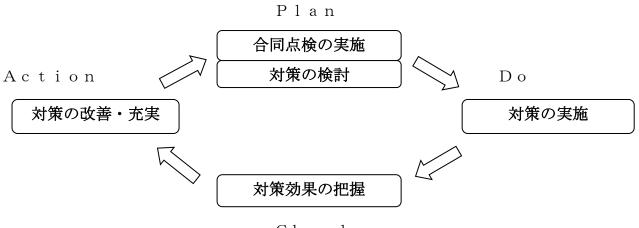
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、今後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路の安全確保の P D C A サイクル]



Check

(2) 定期的な合同点検

- ○合同点検の実施時期等
 - ・市内の小学校は、4月に通学路の安全点検を実施し、学区の危険箇所(生活安全 (防犯)面、交通安全面、災害(防災)安全面)等の情報を記載した地図を作成 するとともに、安全対策が必要な箇所を教育委員会に報告します。
 - ・教育委員会は、小学校からの危険箇所の報告をとりまとめ、合同点検を実施します。合同点検は7月中旬までに行うことを原則としますが、学校の事情等により、7月下旬から8月に実施する場合もあります。
- ○合同点検の体制
 - ・小学校ごとに、学校、教育委員会、道路管理者、警察、PTA等が参加する合同 点検を行い、危険箇所の状況を把握します。

(3)対策の検討

・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4)対策の実施

・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。 その際、既存の整備計画や別途要望に係る対策と組み合わせて実施することを妨 げません。

(5)対策効果の把握

- ○合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童が安全になったと感じているのか等を確認するため、
 - ・学校ごとに保護者へのアンケート等の実施
 - ・車両と歩行者の離隔を確認

など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6)対策の改善・充実

・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を 図ります。

(7)推進会議の開催

第1回会議4月活動方針の確認 等第2回会議11月安全対策の進捗状況の報告 等第3回会議2月まとめ、来年度の方向性 等

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、小学校ごとの「対策一覧表」および「対策箇所図」を作成し、公表します。

5. 合同点検以外の対策

道路環境の変化や通学路の変更、その他安全対策を実施しなければならない特段の事由が生じた場合など、学校の要望に応じ、随時安全対策を実施します。

令和4年6月改定